

(傍線部分は改正部分)

障害児通所給付費等の請求に関する省令

改 正 案

現 行

障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。

2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）又は都道府県（法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を連合会に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）をいう。

3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第一 条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会又は当該法人とする。）をいう。

2 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第一 条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会又は当該法人とする。）をいう。

3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援事業者等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（障害児通所給付費の請求）

（新設）

第二条 指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所）と、厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置を用いて審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）

第三条 指定障害児入所施設等は、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児相談支援給付費の請求）

（新設）

第二条 指定知的障害児施設等は、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第四条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査で厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児通所給付費等の請求日）

第五条 障害児通所給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児通所給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附 則

（経過措置）

第二条 指定障害児通所支援事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

2 指定障害児入所施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行なうことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

とにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

3 第一項又は前項の場合において、障害児通所給付費・入所給付費等明細書には、提供した指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）の内容の詳細を明らかにできる資料を添付しなければならない。

4 指定障害児相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかる指定障害児入所施設等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費を請求することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

5 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書を市町村に提出することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

（新設）

2 前項の場合において、障害児施設給付費等明細書には、提供した指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。
（新設）

指定知的障害児施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行なうことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

3 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書に代え、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準する方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（以下本条において「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

6 第三項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書に代え、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準する方法により一定の事項を確實に記録しておこることができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（以下本条において「磁気ディスク等」という。）のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は特定

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求日）

第三条 障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

（経過措置）

第二条（新設）

3 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書に代え、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準する方法により一定の事項を確實に記録しておこことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（以下本条において「磁気ディスク等」という。）のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児施設給付費又は特定

7 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を

第一項又は第三項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書とみなし

て、第二項又は第四項の規定を適用する。

(障害児通所給付費・入所給付費等請求書等の様式)

第三条 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。

3 前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三のとおりとする。

入所障害児食費等給付費を請求することができる。

4 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を

第一項の障害児施設給付費等明細書とみなし、第二項の規定を適用する。

(障害児施設給付費等請求書等の様式)

第三条 前条第一項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第一のとおりとする。

3 前条第五項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第三のとおりとする。

〔様式第一(附則第三条第一項別表)〕

障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先)

請求登録番号	〒	都道府県	市町村	丁目	番地
住所 (所在地)					
姓					
電話番号					
名前					
性別					

下記のとおり請求します。

請求金額	平成 年 月 分	日方	千	百	十	円
------	----------	----	---	---	---	---

〔様式第一(附則第三条第一項別表)〕

障害児施設給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先)

請求登録番号	〒	都道府県	市町村	丁目	番地
住所 (所在地)					
姓					
電話番号					
名前					
性別					

下記のとおり請求します。

請求金額	平成 年 月 分	日方	千	百	十	円
------	----------	----	---	---	---	---

様式第二(別則第三条第二項関係)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

被扶助者番号				平成 年 月 分	
助成書体番号					
元 緯 県 母 ふり	給付決定保険者名	請求事業者名	事業者及びその所在の名称	地図区分	
通付決定に係る 障害児氏名					
利用者負担上期月額 ①					
利用者負担上期額 指定期限内所持券の管理結果 管理結果持 り出し事務所 事務所名					
サービス 年度 年 月 日 年度 年 月 日 年度 年 月 日 年度 年 月 日	サービスコード 単位数、回数 サービス単位数	括弧			
サービス種別コード					日 日 日 日 合計
サービス利用料 給付額公表 現行料金表 記載用欄 13項区分欄 利用者負担額 決定期限内所持券の 上期持続性付先取扱 決定期限内所持券の 給付額 請求額 両替料 由始終区分表示欄	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
特定期限内所持券 貢献等給付額	対応日別	日々	給付額実支額	対応実支額	
		枚中	枚目		

様式第二(別則第三条第二項関係)

障害児施設給付費等明細書

被扶助者番号				平成 年 月 分	
助成書体番号					
開始者登録番号	施設名	施設の名称	他所区分		
施設種別登録番号	施設名				
利用者負担上期月額 ①					
利用者負担上期額 指定期限内所持券の 管理結果 持り出し事務所					
サービス 年度 年 月 日 年度 年 月 日 年度 年 月 日 年度 年 月 日	サービス内容 サービスコード 単位数、回数 サービス単位数	括弧	地図		
サービス種別コード					日 日 日 日 合計
サービス利用料 給付額公表 現行料金表 記載用欄 13項区分欄 利用者負担額 決定期限内所持券の 上期持続性付先取扱 決定期限内所持券の 給付額 請求額 両替料 由始終区分表示欄	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
特定期限内所持券 貢献等給付額	対応日別	日々	給付額実支額	対応実支額	
		枚中	枚目		

様式第三(別則第三条第三項関係)

障害児相談支援給付費 請求書

, 平成 年 月 日

(請求先)

段

下記のとおり請求します。

被扶助者番号				対応日別	日々	給付額実支額	対応実支額	
請求事業者	住所 (所在地)	電話番号	名称					
				姓・氏名				
平成 年 月 分	月	年	月	日	月	年	月	
被扶助者番号				区分	件数	地区区分	単位数単価	円/単価
被扶助者番号 単位数単価								
被扶助者番号 単位数単価								
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
被扶助者番号	年	月	日	姓 氏名	サービスコード	単位数	掛け算	円
小計								円
		枚中	枚目					